# 起案用紙 (委員会記録伺)

(1号)

議長		副議長	委 員 長	事務局長	局長補	局長補佐 係 長		担	当	文書取扱主任	
起案日		令和5年9月21日			処理区	分	□重要 □至急 □例規 □公示 □議案 □秘				
決 裁 日		令和5年9月25日			保	存	□永 ■10 □	10 □ 5 □ 3 □ 1 □即廃			
登録番号		5 四議 第332号			(	公 開 非公開理由					
分類番号		04-02-03			■公開□			四万十市情報公開条例第9条に該当			
簿冊番号		04-05			□時限非公開(		公開)	[ ( ) ] ( b)			
委員会名		教育民	生常任	委 員 会	会議年月会議年月		↑和5年9月20日(水) 1時00分 ~ 11時45分				
	委	<u> </u>	 川 渕			3 173	111	<u> </u>	11,	10),	
出席委員その他	副	委 員 長									
	委	員	平野	正							
	委	員	大 西	友 亮							
	委	員	上 岡	真 一	欠席						
	委	員	澤良宜	由 美							
	委員	員外議員	寺 尾	真 吾	委	員夕	↑ 議 員	西力	尾 衫	右 佐	
	委員	員外議員	鳥 谷	恵生							
執行部出席者	生涯学習	连建学習課長 戸田 裕介									
	生涯学習	習課長補佐	安岡 栄治								
	生涯学育文化複合施	習課 施設整備推進室長	國見	理							
	市民病院	院事務局長	原憲								
	市民病院	市民病院事務局次長伊勢脇正大									
事務局	事務局	 長	西 澤	和 史							
	事務局上	長補佐	岡 村	むつみ							
				記	録						
令和5年9月定例会で付託された議案2件の審査のため、委員会を開催しました。											
その概要については、以下のとおりです。											

- ■委員長挨拶により開会。
- ●まず、付託を受けた「第21号議案 四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例」について審査を行った。

## 【説明:生涯学習課長】

今回の改正につきましては、令和6年度、開館予定の総合文化センターしまとぴあ2階に設けますキッズスペースについて、フリースペースとして設定していたものを専用利用できるようにするものでございます。背景としましては、キッズスペース、総合文化センターのオープンスペースとして開放することが原則でありますけれども、和室を利用する子供主体のイベント等を開催する場合に、和室に隣接するキッズスペースを、保護者の観覧スペースとして確保したい等の意見があったもので、必要性や効果を十分に検討して、当該スペースについて貸出を可能とするものでございます。

これによりまして、キッズスペースについて、子供向けのイベント等で隣接の和室との一体利用する際に、占有して使用する場合の使用料の額を新たに規定するものでございます。

課題・問題点としましては、今回の改正は、キッズコーナーの有効な活用を図るためのものでありまして、一方でキッズコーナーが無料開放されている前提で来館する利用者があると思います。こういう方々に対して、キッズコーナーを無料開放していない場合があるということを説明、使用できない日時の事前周知等を行う必要があるということも考えておりますので、そういう場合については、事前の周知の方法として、予約システムでの周知や当該スペースへの張り紙の掲示等を行い、対応しようと考えております。

続きまして、議案内容の説明なりますが、議案書23ページに議案がございますけれども、別でお配りしております新旧対照表の方で説明をさせていただきたいと思います。まず、新旧対照表、右側が改正前、左側が改正後でございます。今回の改正については、基本的にキッズコーナーですが、1点字句の追加もございます。それは附則の部分でございまして、従前、第9条から第16条までとしておりましたが、今回、第9条から第16条及び別表ということで別表の字句について追加をさせていただいております。

続きまして、別表の件でございますが、まず、右側見ていただきましたら、展示スペース、交流ロビー、スクエアパークと3ヶ所につきまして、1㎡当たり1時間当たりの単価として料金を設定しております。これにつきまして、左側に新たな形として入れさせていただいてますが、まず、キッズコーナーにつきましては、面積が40㎡ほどで、一面床の一体のスペースとなっております。これにつきましては、その他の施設1㎡あたりのような貸出には適さないと考えたことから、ここについては、一体的な貸出というか、占有の許可の方が良いと考えましたので、全体で一体利用の単価を設定させていただいております。そういう調整から、前段は1㎡当たり1時間当たりとして書いておりましたけれども、今回は、従前の展示スペース、交流ロビー、スクエアパークにつきましては、その場所の後ろに1㎡あたりという語句を追加しまして、料金のところには、1時間当たりの料金を記載する形として、全体の調整をした上で、キッズコーナーにつきましては、330円という設定をさせていただきましたのでその金額を記載しております。

また、金額の設定につきましては、まず、会議室の単価というものが、1 ㎡当たり9.1円ということで設定しております。これにつきまして、キッズコーナー、40㎡ですので、40㎡をかけた後、これは税込み価格になりますので、税金分を引くって事で1.1で割ります。そうしますと、100円未満切捨で300円ということになりますので、税抜きの使用料が300円となります。それにつきまして、消費税を掛けましたら、30円つきますので、使用料につきましては330円ということで計算させてもらっております。

#### 【質疑:澤良宜委員】

キッズスペース予約をされてるのは、事前に掲示なり、予約システムなりで告知はするとは言われてたんですが、これいつぐらい?1ヶ月くらい前からは、もうそういう告知とかそういうのができるようになってるんですかね。要は、今まで無償だったのが急に使えなくなるので。多分、お子様とか親子で使われることがすごく多いと思います。こういう無料のスペースができるということは。大体どのくらい前から告知っていう形をとる予定であるか教えていただきたいです。

#### 【答弁:戸田生涯学習課長】

ご質問の件でございますが、確かにそういう原則でございますので、それをあてにしてこられる方はおられると思います。その対処として、事前の周知の説明させていただいたところですが、現実的にどれだけの期間を手前からできるかということに関しましては、和室利用との一体利用になりますので、

和室を借りられたときに、そこの利用がセットで占有されるということが決定した以降になりますので、 まず時期としたらその時期になります。実際に、いつからいつまでが利用可能な期日かと言いましたら、 和室につきましては、空いておりましたら前日でも可能です。

ただ、今回、我々が想定しておりますのは、子供たちが和室でお茶会するとか、もしくはそのお花や作法のイベントをするとかいう際に、保護者がその和室と繋がったキッズスペースで観覧できるとか、その子供利用に対して、一体的な利用に限って今回考えておりますので、そういった場合はイベントとしての設定になろうと思います。考えられることとしては、前日とかの段取りはないと思いますので、そういうイベントが組まれて、周知するときにはもちろん場所は確保してると思いますので、ひと月前とか、いうことになろうかと思いますけれど。

確実な日程は私どももわからないんですけど、可能性としてはイベントとしての利用の場合の拡大利用になりますので、そのイベントの告知の前には予約が済んでるということは、利用することが把握できてるので告知できるということになろうかと思っています。

# 【意見:澤良宜委員】

ありがとうございます。オープンしてから、親子連れが無償で来られると思います。行ったら使えなかったっていうような不親切なことになってしまったら元も子もないので、ぜひ、告知の方はまた大きくわかりやすく、お願いいたします。

# 【質疑:大西委員】

今の件で関連してなんですが、基本的にお子さんが和室を使って、イベントをするということは、基本的に土日が多いと思うんですよね。おそらく、お子様連れの方々も、土日利用が非常に多くなると思うんです。そこでバッティングをする可能性が基本的に極めて高いんですけど、新たにキッズコーナーなり、それに代用するような形のスペース等々、考える気はないのか、お願いをいたします。

# 【答弁:戸田生涯学習課長】

おっしゃるとおりで一時的な希望はかぶると思います。今回、2階の奥にキッズコーナー・子供専用のスペースを当初から構えるということで、スペース・面積等いろいろ考えた上で設置をしたと。そこには、棚であったり、絵本であったり置くとは思うんですけれども、そういうような子供が集えるというか、通える場所っていうようなことになろうと思います。今回そこを使えなくなる場合なんですが、まず総合文化センター、開かれたスペースにしようということはもう大きな部分では我々考えておりまして、1階の交流ロビーはいろいろな人が、いつでも来てもらっていつでも集えるようにということで解放するようにしております。もちろんお子様連れの親御さんがおられても、下で話をする場合もあるでしょうし、2階にという場合もあると思いますけれども、まず動いてみんとわからないんですが、そういうような状態が土日に重なって使えないとかあるんやったら、指定管理者と話をしながら、1階のスペースにそういう場所を作るとか。40㎡は無理かもしれませんけど、何かしら区切って、下にその資材を降ろしてきてそういう場所を作るとか。そういうようなことは、十分運用上で検討していけると思います。対処は全然しないということはないと思いますので、そこは状況を見ながら対応していきたいと思います。

## 【質疑:廣瀨委員】

少し教えてください。今、課長の方から、子供を対象のお茶の、これ講習会の意味でしょうか。お茶の教室とだと思うんですが、大体小さなお子さんを対象にすると親子で参加するような形にもなると思うんです。だから、逆に言えば、子供の人数が何人以上でないとっていうことにもならんと思います。お茶の話が出ましたので、建設に関わってお茶をされている方から、茶室として利用できるような和室にしてくれという要望があった。これは記憶にありますので間違いないと思うんですが、子供がいれば、横のスペースを見学するスペースに使えると。大人ばかりの団体であれば、横のスペースは講座の対象のスペースになりますので、当然、見学用には使用しづらい状況。もう一つはそれ関連しますけど、お茶会する時に、すべての戸を開けないかという話もあったと思う。横から見れるようにと。そういうのを考慮したら、お茶に絞るわけではないですけれども、そういう見学スペースとして利用できないかという話は建設の前からあったと記憶してますので、そこらあたり、これから検討できるものであれば、今のお考えも含めてお答えをいただきたいと思います。

#### 【答弁:戸田生涯学習課長】

おっしゃる通りで、大人の場合でも、見学を要するようなイベントをしたい可能性はあると思います。今回、各施設の設計の関係から、和室とキッズスペースが並んだ状況になったところでございますが、キッズスペースにつきましては、先ほど来申しますとおり、原則、子供専用のスペースということで、フリースペースで利用するということにしております。先ほどあった大人の場合の状況では、基本的に和室を利用して、かつ、キッズスペースというのは現在想定をしてないところでございますが、和室につきましては、キッズスペースと反対側に廊下がございます。狭い廊下ですけれども、いわゆる和室づくりにしてますので、和室2間続き、それぞれ切っておりまして水場もあります。外側には廊下もあります。もし、必要であったら、廊下側から大人は見てもらうとかいう対応は可能やと思いますが、キッズスペースをセットで大人のためにっていうことになってしまったら、原則から崩れてしまうので、現在は、キッズスペースを使うのは子供。和室を子供利用した場合の拡大利用に、運用上は限定しようと考えています。

# 【質疑:廣瀬委員】

廊下の話が出たがですけども、茶会っていうのは、片方が水屋、片方が茶席にして、運ぶために通路 が必要なんですよね。そのための廊下を作ってくれという要望で作った廊下ですので、そこで見学とい うことにはならんがです。

決して今回の議案に不都合がって言ってるわけではなくて、なるだけ多くの人にいろんな形で、それによって不都合がある場合は受け入れられんことがあるのはもちろんわかっちょうんですけども、可能な限り、この日はキッズスペースが使えませんよ、代わりにもし外で、それに代わるような対応ができるようであれば、大人ばかりが利用する会でも、キッズスペースを見学するスペースに。有名な方の指導を受けられるとかいうとたくさんの方がおいでる場合もあるわけで。そこはこれから検討していただけるという返事がいただけたらありがたいです。

#### 【答弁:戸田生涯学習課長】

廊下の件、不勉強で申し訳ございませんでした。おっしゃるとおり、和室利用でもたくさんの参加者 がある場合もあろうと思います。それはもちろんわかってることでございましたが、今回、そのキッズ スペースのフリースペースっていう大前提からの新たな使用方法の取り入れという形になっておりま すので、原則として、キッズスペースなので子供利用に拡大する場合のみ、というような先ほど説明し た運用のことは考えておりました。おっしゃる通り、何かしら茶室を利用した四万十の文化のために、 四万十市のお茶をしてる方皆さんに、ものすごくいい刺激を与えるようなイベントが開催されるような ことがあった場合ですよね。それはケースバイケースなんだろうと思います。平日・夜間であったりと か、夕方ですとか、子供の利用は圧倒的に少ないと思いますし、土・日にバッティングされるというの は、大西議員が言われたとおり、なかなか厳しいとこあると思いますけれども、利用状況を見ながら、 みんなが集えるっていう大前提がありますので、いい意味でできるやったら、それはできると思います。 これは今から運用してみないと、本当にわからないところがありますので、一律除外するものでもござ いません。条例制定する時点で、利用料設定しましたので、誰でも本来使える形になるんです。ただ、 それやったら大原則が崩れますので、運用上ということで、まずはそのラインを引かんと。子供が利用 するためにそこを借らないといけないみたいなことになったら本末転倒になりますので、そうならない ための、今線引きをさせてもらっていますので、今後運用しながら、いい方向になる可能性はあると思 います。今、明言はできませんが、しないと断言するわけでございませんので、現状そこでご理解いた だきたいと思います。

# 【意見:廣瀨委員】

十分です。

## 【質疑:上岡委員】

簡単に質問させてください。12月の一般質問にしようかと思って原稿作りよったがですけどやめました。何月何日に開館するとわかっていますので、四万十市総合文化センター「しまんとぴあ」の開館に

あたってとか、何時から何時までが何とかの予定時間帯とか、駐車場は何台で、このスペース、大ホールでは何とかこうこうで何とかできますいうように、全部そのコーナーによって使用するような名目。要するにここのキッズコーナーなら通常は無料。しかし、こういう場合には、こういうことで使用ができないとかいうふうなそういうふうな1つのパンフレット・チラシみたいのは作って欲しいいう希望なんですけどね。そういうことを考えているのかどうかいうことをお聞きしたいと思います。

## 【答弁:戸田生涯学習課長】

運用上、全く新しい諸室の設定になりますので、おっしゃるとおり、利用者からしたらわからないことが多いと思います。現在、スポーツ施設等においても、各施設においてどういう利用できるというご説明をしたパンフレットを作っているところでございます。今回、おっしゃられるとおり、利用方法が全くわからないという状況にございますので、先日から一般利用者に対する施設の予約関係の説明会を開催させてもらってるところです。そこでもそういうご説明をしながら、やってるところでございますけれども、パンフレットは、今、指定管理者と相談しながら作っておりますので、そういう部分は、使いやすいものに、利用しやすいパンフレットを使って作っておりますので、そういうことも反映しながら、チェックしていきたいと思っております。

# 【質疑:澤良宜委員】

基本的なことなのかもしれないんですけど、貸しスペースで、キッズ以外の展示スペース、交流ロビー、スクエアパーク、その単価5円、3円、1円て書いてあるんですけど。これ1時間当たりの、1㎡当たりの単価ってことですよね。交流ロビーっていうのは1階になるんですよね。例えば、どういうかたが1時間で、この3円とかっていうのを使う想定なんですか。よく理解ができなくて。すいません。

## 【答弁:戸田生涯学習課長】

今回、設定が 1 ㎡当たり・1 時間あたりと細かくなっておりますが、これに関しましては、展示スペース、 1 階部分に 200 ㎡ほどございます。それと、交流ロビー、玄関入ってすごい広大な範囲になりますし、スクエアパークは外の駐車場のことになります。これにつきましては、様々な利用がございます。例えば、小さな台を置いて、手づくり品を売りたいだったりでしたら 3 ㎡とかでいいかもしれませんし、何かしら展示会したいっていうことがあったら展示スペースになりますけれども、200 ㎡はいらないよと。実際 30 ㎡でいいよとか様々なオーダーがありますので、設定としては基本的には㎡当たりの単価を設定して、あとは広さと面積ということになります。ちなみに、展示スペースにつきましても、1 ㎡ 5 円ですが、200 ㎡ありますので、1 日マックスで借りたら、1 万 3,000 円とか、まあまあな金額になるような。すごく安く見えますが、実際は 30 ㎡、40 ㎡、100 ㎡で借りて、1 日借りたらなかなかの金額にはなる設定にはなっています。

# 【質疑:澤良宜委員】

交流ロビー、皆さんが入ってくるロビーになりますよね。そのm<sup>2</sup>で貸出ができるということですか。

#### 【答弁:戸田生涯学習課長】

まず全面積、全体は無理なります。当日のイベントとか、その他のイベントの兼ね合いもありますので。一律、例えば、ホール利用で800人入る予定があるのに、駐車場全部でイベントしたいっていうのは物理的に対応できませんので、そういうところは、当日の貸出状況とあわせて、可能な範囲内での貸出に判断しますので、全体とかそういうのは状況的にはないと思ってます。

#### ※他に質疑なく終了

#### 採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第22号議案 新型コロナウイルス感染症患者等に対する業務に従事した四万十市立市民病院 及び西土佐診療所職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例」について審査を行った。

## 【説明:原市民病院事務局長】

この条例については、当初から2類感染症の間、適用させるという仕組みにしておりました。政令で 定める日とか、延長になったりとか、最終的には新型インフルエンザ感染症の一種として位置付けられ るというような推移はたどりましたが、最終的には4月27日に、厚生労働大臣が、感染症第44条の2第 3項の規定に基づき、5月8日から5類感染症とするという公布をしたことによって、条例は失効することとなりました。その経緯をもって、この条例を今回廃止するということを議会に提案したものです。 ※質疑なく終了

# 採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- ●次に、その他に移り、管外視察について協議を行った。
  - 小休 -
  - 正会 -

管外視察については、11月7日・8日に、1泊2日の行程で、須崎市、徳島木のおもちゃ美術館、徳島県吉野川市を視察することに決した。

- ●事務局より連絡事項
  - 小休 -
  - 正会 -
- ■委員長報告の作成は正副委員長に一任とし、委員会を終了した。